

4 平成 25 年三重県男女共同参画審議会による提言と評価に対する 取組について

平成 25 年 10 月 1 日に、三重県男女共同参画推進条例に基づき、三重県男女共同参画審議会が、男女共同参画の推進に関する提言を知事に行いました。

今回、この提言と評価に対する県の取組をまとめました。

1 提言に対する取組

No	項目	提言の主な内容	主な取組
提言 1	女性の活躍による経済の活性化	企業等に対して女性の活躍促進に取り組むよう働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様な就労形態の導入等の取組を支援していかなければならない。	女性の活躍により県内経済の活性化を図るために、地域経済団体等と連携し、女性の活躍・登用を推進する企業、団体等の拡大に官民一体で取り組む「女性活躍推進連携会議」を設置し、企業等の取組を進めます。
提言 2	安心して産み育てられる環境の整備	女性が安心して妊娠・出産できる環境が整備されるとともに、女性も男性も働き続けながら子どもを育てられる環境も整備されなければならない。	安心して産み育てられる環境を整備するため、平成 26 年度は「少子化対策」を重点施策と位置付け、妊娠・出産時における保健・医療対策の充実、低年齢児保育の充実、男性の育児参画の推進、マタニティ・ハラスメントの防止等に取り組めます。今年 6 月に、「ファザーリング全国フォーラム in みえ」を開催します。
提言 3	女性の参画による防災力・地域力の向上	防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映が急務である。	男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、女性の視点に立った災害対応が図られるよう、防災会議や防災活動への女性の参画を促します。

※詳細は別紙「三重県男女共同参画審議会による提言に対する取組」のとおり。

2 評価に対する取組（主な項目）

基本施策Ⅰ 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

項目	評価（要約）	取組（要約）
県・市町における審議会等委員への女性の登用について（No.1）	審議会等委員への女性の登用率の低い市町に対し助言、支援を行い、積極的登用に向けさらに働きかけなければならない。	市町における審議会等委員への女性の登用については、登用促進要綱の策定や登用目標の設定など、市町の実情に応じた取組が行われるよう市町を訪問して働きかけていきます。（環境生活部）

基本施策Ⅱ 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進

項目	評価（要約）	取組（要約）
理工系分野をはじめとするさまざまな分野への女性の進出について（No.10）	児童生徒が進路や職業等の選択にあたって性別にとらわれない選択ができるよう、小中学校及び高等学校におけるキャリア教育の充実に取り組まなければならない。	小中学校におけるキャリア教育を推進し、幅広い視点で進路や職業選択ができるよう取り組んでいくとともに、県立高校においては、教科活動や部活動、進路学習等の様々な機会を通し、男女共同参画の視点を踏まえた指導に取り組んでいきます。（教育委員会）

基本施策Ⅲ－Ⅰ 雇用等の分野における男女共同参画の推進

項目	評価（要約）	取組（要約）
ワーク・ライフ・バランスの推進について（No.15）	推進に取り組む企業の割合は伸び悩んでおり、企業全体の意識改革を進めるとともに、就業規則や制度を含めた仕組みづくりについて専門家によるきめ細かな支援を行うことが必要である。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、セミナー等による啓発に加え、取組マニュアルや事例集を作成します。また、企業の取組に対して専門家を派遣してアドバイスを行う等の支援の充実を図っていきます。（雇用経済部）

基本施策Ⅴ－Ⅱ 男女共同参画を阻害する暴力等への取組

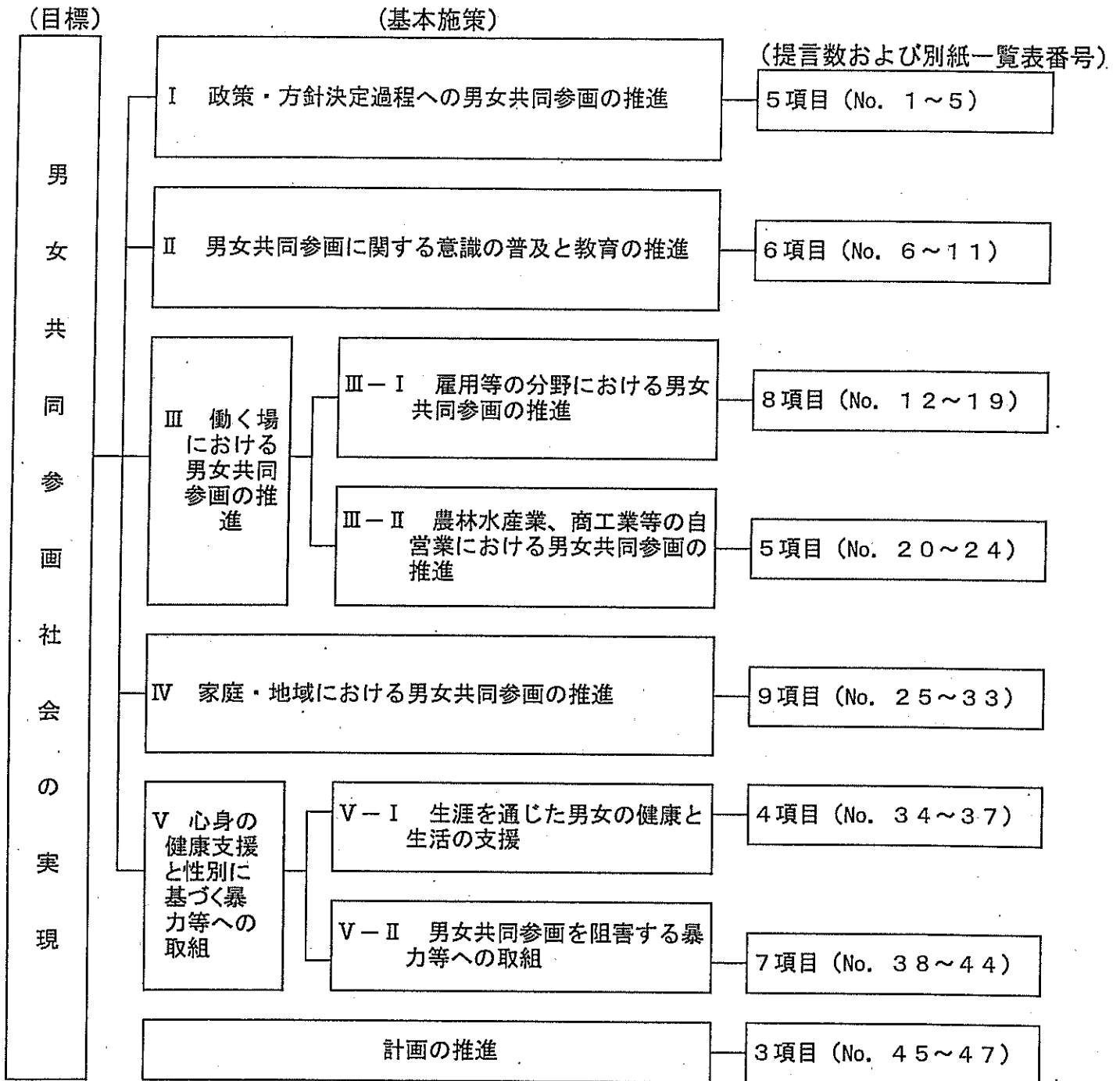
項目	評価（要約）	取組（要約）
DV被害者支援のための関係機関との連携について（No.38）	関係機関との連携をさらに進めるため、配偶者暴力相談支援センター、医療機関等関係機関相互の情報共有、通報体制の確保に取り組まなければならない。	関係機関との連携を進めるために、県福祉事務所や市の相談員、警察署、医療機関、学校等による地域DV防止会議を開催するなどして、情報共有、連携体制の確保を図っていきます。（健康福祉部）

※詳細は別紙「三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組」のとおり。

3 今後の方向

男女共同参画推進会議を通じ、提言及び評価に対する取組を踏まえた事業の進捗状況等を把握し、来年度の評価に反映するとともに、年次報告に記載し報告します。

第2次三重県男女共同参画基本計画 体系別評価数等



※三重県男女共同参画審議会における評価・提言の根拠について

三重県男女共同参画推進条例

《条例第13条》 (三重県男女共同参画審議会)

知事は、男女共同参画審議会 (以下「審議会」という。) を設置する。

2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 基本計画に関して、第8条第4項に規定する事項を処理すること。
- 二 知事の諮問に応じ、男女共同参画に関する基本的かつ重要な事項を調査審議すること。
- 三 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況に関する評価を行うこと。

3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画の推進に関する重要な事項について知事に意見を述べることができる。

三重県男女共同参画審議会による提言に対する取組

項目名	提 言	取 組
<p>【提言1：女性の活躍による経済の活性化】 (リード文)</p>	<p>少子高齢・人口減少社会の中で、三重県の経済を活性化し、県内企業が持続的に成長していくために、企業等に対して女性の活躍促進に取り組むよう働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進、多様な就労形態の導入等の取組を支援していかねなければならない。 また、こうした環境整備とともに、自立した個人として社会で活躍する自らの姿をイメージすることができるキャリア教育が求められている。</p>	<p style="text-align: center;">取 組</p>
<p>【提言1：女性の活躍による経済の活性化】 (本文)</p>	<p>女性の活躍を促進するためには、ワーク・ライフ・バランスの推進による長時間労働の是正や男女ともにライフスタイルに合った短時間勤務をはじめとする多様な就労形態を選択できる仕組みが必要である。 県が行った調査で、ワーク・ライフ・バランスの理解が深く、取組意欲が積極的な企業は従業員の意欲も高まり、生産性（業務効率）が向上する傾向にあることが明らかとなった。こうした調査結果の周知やアドバイス等の支援により、企業等における取組を促進し、普及を図らなければならない。 また、企業等の働きやすい職場づくりに向けた取組を加速するために、「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰・認証制度における優れた取組事例の周知や表彰・認証に伴うインセンティブを充実させるなどして、自主的に取り組む企業を増加させる必要がある。 こうした環境整備とともに、企業等が性別にとらわれず能力を発揮できる機会を設け、人材育成や登用等に取り組むよう働きかけなければならない。 あわせて、将来を担う児童生徒に対するキャリア教育においては、自立した個人としての意識を持つとともに、性別にとらわれない進路や職業の選択ができるよう、取組を充実させなければならない。特に、女性の参画が進まない分野では、活躍する女性のイメージを持てるような取組を進めなければならない。 一方、現在就労している女性に対しては、女性の活躍に向けて環境整備が進む中で、自らの能力を積極的に生かす意識を高めるためのキャリア教育が必要である。</p>	<p>女性の活躍により県内経済の活性化を図るために、地域経済団体等と連携し、女性の活躍・登用を推進する企業、団体等の拡大に官民一体で取り組む「女性活躍推進連携会議」を設置し、企業等の取組を進めます。その中で、企業経営者等が女性人材の育成や活躍の仕組みづくりを学ぶセミナーや、女性が管理職として活躍していくために必要なスキルを学ぶ講座等を開催します。（環境生活部）</p> <p>企業のワーク・ライフ・バランスに関する取組を促進するため、セミナー等による啓発に加えて、取組事例集や取組マニュアルの作成や専門家を派遣してのアドバイスの実施等の支援の充実を行っていきます。 「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度については、セミナーやホームページで優れた事例を紹介しており、平成25年度には県内企業が多数参加する「リーディング産業展みえ」で表彰式を行うことにより、企業への一層の周知を図りました。今後とも、「男女がいきいきと働き続けることができる職場づくり」の重要性や受賞企業の取組内容を周知することにより取組企業の拡大を図ります。（雇用経済部）</p> <p>将来を担う児童生徒が、進路や職業選択において幅広い視点から判断できるよう、小・中・高等学校の各発達段階を通じた体系的なキャリア教育を推進するとともに、児童生徒の社会的・職業的自立に必要な能力・態度を育成する必要があります。そのため、県教育委員会では地域社会で活躍する職業人との出会いを創出する「三重県版ようこそ先輩」や「しごと密着体験」等の取組を進めていきます。（教育委員会）</p>

三重県男女共同参画審議会による提言に対する取組

項目名	提 言	取 組
<p>【提言2：安心して産み育てられる環境の整備】</p> <p>(リード文)</p>	<p>女性が安心して妊娠・出産できる環境が整備されるとともに、女性も男性も働き続けながら子どもを育てられる環境も整備されなければならない。こうした男女共同参画を進める取組は少子化対策としても必要なものであり、早急に進めなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">/</p>
<p>【提言2：安心して産み育てられる環境の整備】</p> <p>(本文)</p>	<p>女性が安心して妊娠・出産できる環境のために、産科医・小児科医の確保や助産師の育成・資質向上に取り組む必要がある。また、働く女性が職場において妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いや嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）を受けないよう、必要な知識の普及や企業等への啓発に努めなければならない。</p> <p>子育て中の男女が安心して働くことができるセーフティネットとして病児保育・病後児保育等を含めた保育サービス、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ等の充実も不可欠である。県は地域の実情に応じたサービスが提供されるよう、リーダーシップを取って実施主体の市町を支援する等、市町との協働を積極的に進めなければならない。また、各種サービスを利用するにあたって必要な情報が行き届くよう、利用者の視点に立った周知の工夫を市町に働きかけることも必要である。</p> <p>仕事と子育て・生活を両立していくためには、男女が共に役割を担うことが必要であり、特に男性の育児参画の促進が求められる。そのため、ワーク・ライフ・バランスや男性が育児休暇や休業を取得しやすい職場風土の醸成を促進する必要がある。</p> <p>とりわけ育児休暇を取得した知事は、県庁内における取組推進のリーダーシップを発揮するとともに、県民に向けて男性の育児参画についての思いを発信する必要がある。</p>	<p>男性も女性も子育てしやすい働き方を実現するため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）による仕事と家庭の両立支援をはかり、職員が安心して制度を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めます。</p> <p>特に男性の育児参画を促進するため、知事のリーダーシップによって、全部局長へ男性の育児参加休暇や育児休業の取得目標の共有を図るとともに、育児関係制度をさらに周知する等、積極的な取組を進めていきます。このため、「育児参画フローシート」および「育児参画計画書」を各所属に対し改めて周知するとともに、男性も利用しやすいよう男性用の記入例を作成するなど、所属長と職員の間で育児参画にかかるコミュニケーションを促す工夫を続けていきます。（総務部）</p> <p>県では、三重大学医学・看護学教育センターや市町と連携して、三重大学医学部における地域医療教育体制の充実や、紀南病院に設置した地域医療研修センターにおける初期臨床研修医を対象とした地域医療研修の提供など、医師養成課程における教育・研修体制の充実に取り組んでいます。</p> <p>また、県では、平成24年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、医師修学資金貸与者等の若手医師が、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医資格を取得できる、キャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでおり、現在、三重大学及び各病院と連携して、小児科、産婦人科を含む基本診療領域ごとに各専門医資格取得のための後期臨床研修プログラムの作成を進めているところです。</p> <p>このほか、無料医師職業紹介や病院勤務医師負担軽減対策等による医師確保対策も進めているところです。</p> <p>今後も、医師の不足、偏在の解消に向け、地域医療支援センターの取組を中心に、無料医師職業紹介などの「医師不足の影響を当面緩和する取組」や医師修学資金貸与制度の運用、地域医療教育の充実等の「中長期的な視点での取組」を効果的に組み合わせ、総合的に展開していきます。</p>

三重県男女共同参画審議会による提言に対する取組

項目名	提 言	取 組
		<p>助産師の養成・確保については、助産師養成所の運営を支援するとともに、安心してお産ができる環境整備を図るため、「助産師養成確保に関する懇話会」を開催し、助産師が自立して助産師外来などで活動できるよう、継続的な資質向上体制の整備に向けて検討を行うほか、助産師の研修について新人・中堅・指導者と体系的に実施していきます。</p> <p>平成27年度から本格的に開始される予定の子ども・子育て支援新制度や少子化の現状を踏まえ、三重県子ども・子育て支援事業支援計画と少子化対策を含む三重県次世代育成支援行動計画等を一体的に整理した計画を策定します。</p> <p>保育については、市町から聴き取った保育にかかる地域の実情等を基に、地域のニーズに応じた特別保育等の実施ができるよう、市町と協議し、必要な支援を行っていきます。県のホームページにおいて、保育の実施主体である市町の担当窓口、病児・病後児保育を実施している施設、地域子育て支援センターを紹介するなど周知を行うほか、各市町においても子育て支援にかかる広報、周知を行っています。今後も利用者の視点にたった周知を働きかけていきます。(健康福祉部)</p> <p>働く女性が、安心して妊娠・出産し、男女で子育てしながら仕事を継続し活躍できるよう、企業にマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、支援制度を利用できる職場風土の醸成を促すとともに、女性の働き続ける意欲を支援していきます。(環境生活部)</p> <p>企業のワーク・ライフ・バランスに関する取組を促進するため、セミナー等による啓発に加えて、取組事例集や取組マニュアルの作成や専門家を派遣してのアドバイスの実施等により、企業の取組が一層進むよう支援の充実を図っていきます。</p> <p>「男女がいきいきと働いている企業」認証・表彰制度については、セミナーやホームページで優れた事例を紹介しており、平成25年度には県内企業や就職活動中の学生が多数参加する「リーディング産業展みえ」で表彰式を行い、企業への一層の周知を図りました。今後とも、当該制度や受賞企業の取組内容を周知することにより取組企業の拡大を図ります。(雇用経済部)</p>

三重県男女共同参画審議会による提言に対する取組

項目名	提 言	取 組
<p>【提言3：女性の参画による防災力・地域力の向上】 (リード文)</p>	<p>東日本大震災における避難時の対応や避難所運営などで、防災における女性の参画の必要性が改めて認識されている。防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大や、防災関連計画等への男女共同参画の視点の反映が急務である。 また、防災の取組をきっかけとして地域における男女共同参画の取組が拡がることが期待される。</p>	<p>（このセルは対角線が引かれており、内容が空白である）</p>
<p>【提言3：女性の参画による防災力・地域力の向上】 (本文)</p>	<p>東日本大震災での課題を踏まえ、被災時の対応には女性に配慮した避難スペースの使い方や、避難所内のルールを決定する運営委員会に男女共同参画の視点が不可欠である。 男女共同参画の視点をさまざまな段階で反映するために、三重県防災会議だけでなく、下部組織として位置付けられる検討部会や専門部会においても女性の参画を進めなければならない。 「みえ防災コーディネーター」や「女性防災人材育成講座」等の受講者だけでなく、地域づくり活動等で活躍している女性、これまで育成した男女共同参画推進サポーター等の人材も積極的に活用するとともに、女性防災リーダーをさらに養成する必要がある。 防災力や地域力向上のためには、「職業人」、「家庭人」としてだけでなく、「地域人」として自立した活動を行う人が増えることが必要であり、そのためにもワーク・ライフ・バランスを推進することが求められる。 地域において防災分野で女性が活躍することがきっかけとなり、平時のさまざまな地域活動においても、女性がリーダーシップを取ることにつながることが期待される。</p>	<p>男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営を行うために、昨年度改訂した「三重県避難所運営マニュアル策定指針」に基づき、災害時における円滑な避難所運営が行われるよう、県内地域における避難所運営マニュアル作成の促進に取り組んでいきます。 防災会議専門部会等についても、検討課題に応じて、委員への女性の参画促進を心がけているところですが、さらに女性の参画が進むよう、専門部会等の設置及び委員改選の際に検討を行います。 地域や職場における防災活動への女性の参画を促進するとともに、女性の視点に立った災害対応が図られるよう、女性を中心とした防災人材・防災リーダーの育成を行っていきます。（防災対策部） 男女ともに「地域人」として活動する人が増えるよう、雇用経済部と連携してワーク・ライフ・バランスを推進していきます。 防災分野での女性の活躍をきっかけに、自治会などさまざまな地域活動において、性別役割分担意識にとらわれることなく女性の参画が進むよう、市町と連携して取り組んでいきます。（環境生活部）</p>

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評 価	取 組
1	政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	①県・市町における審議会等委員への女性の登用について	県・市町における審議会等委員への女性の登用については、平成22年度23.5%、平成23年度24.7%、平成24年度25.1%とその伸びは遅々としている。また、市町間に大きな格差がみられ、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する。」という国及び県の目標の達成が危ぶまれる状況である。まずは、第2次男女共同参画基本計画第一期実施計画の目標である平成27年度28.7%を達成できるよう、とりわけ、登用率が低い市町に対し助言、支援を行うとともに、女性の積極的な登用に向けさらに働きかけなければならない。 県においても委員選任の際の事前協議を徹底する等、各部署に対しバランスのとれた審議会が増加するよう強く求めるべきである。特に、県・市町を問わず、女性委員が0人の審議会等については、早急の改善が必要である。	市町における審議会等委員への女性の登用については、登用促進要綱の策定や登用目標の設定など、市町の実情に応じた取組が行われるよう市町を訪問して働きかけていきます。 県の審議会等委員への女性の登用については、「男女共同参画の視点で進める三重県附属機関等への委員選任基本要綱」に基づき、委員選任計画の作成や事前協議の徹底のほか、公募委員枠を設けることや慣行による委員選任の見直しを各部署に積極的に働きかけます。(環境生活部)
2		②県における女性の登用について	県の女性職員の管理職への登用については、管理職ポストの減少等の実態を踏まえた指標とすべきとの当審議会の提言等に基づき、第一期実施計画において指標を人数から率に変更したところである。管理職への女性職員登用率(教員及び警察職員を除く)は、平成22年度7.4%、平成23年度7.7%、平成24年度7.4%と一進一退の状況である。女性職員が能力を発揮しながら働き続けることができるよう職場環境を整えとともに、性別によらない人材育成及び女性の積極的な登用を推進しなければならない。	男女共同参画の視点に立ち、引き続き適材適所の人事配置を行っていきます。若い世代から多様な職域へ配置し、様々な業務を経験する中でマネジメント能力を培えるよう、引き続き人材育成を進めていきます。また、女性職員が自己の能力をより発揮できる職場環境づくりを進めていきます。(総務部)
3		③教育委員会における女性の登用について	教育委員会における女性教員の管理職登用については、公立学校管理職(教頭)任用候補者選考試験への推薦枠を男性1名女性1名ずつとし、積極的に女性教員に対し選考試験の受験を勧めていることは評価できる。 しかし、管理職選考試験の受験者に占める女性の割合は伸び悩んでいることから、アンケート調査等によりその原因を把握する等し、管理職登用の促進に取り組んでいかなければならない。	女性教員が管理職を目指せるよう、平成25年度実施の管理職選考試験から、受験年齢を小中学校は57歳、県立学校は55歳まで引き上げました。 引き続き、人事異動基本方針に「管理職への積極的な女性登用」を明記し、女性管理職の登用につながら各学校での女性教諭の主任への配置や、教育委員会事務局への配置を働きかけていきます。 また、女性県立学校長との懇談において、「管理職からの働きかけが大きい。」との指摘があったことから、改めて管理職からの働きかけを依頼するとともに、管理職選考試験(教頭試験)の各学校等の推薦枠を男女1名ずつとするなどの取組を継続していきます。(教育委員会)
4		④人事委員会における女性受験者増加に向けた取組について	県職員採用試験A試験(大学卒業者等が対象)における女性受験者の割合は平成22年度34.4%、平成23年度33.9%、平成24年度31.9%と徐々に低下している。男女の格差なく働き続けられる職場であることを十分アピールする等、女性受験者の増加に向けて積極的に取り組まなければならない。	三重県職員採用試験の広報にあたり、説明会やホームページの活用とともに職場見学等の機会において、男女が共に参画して働くことができる職場であることをPRするなど、積極的に女性受験者向けの情報提供を行います。(人事委員会)
5		⑤地域で活躍できる人材の発掘・育成について	地域における男女共同参画の推進役となる人材の発掘・育成に努めてきたが、思うように進んでいない状況にある。今後は、一層の人材の発掘・育成を図るだけでなく、これまで育成した男女共同参画推進サポーターなどの人材が地域において活躍できるよう支援するとともに、さまざまな分野で既に活躍している方々に男女共同参画の推進役を担っていただけるよう取組を進めなければならない。	男女共同参画センターにおいて地域リーダー養成講座を開催するなど、新たな人材の発掘・育成を図ります。また、これまで育成した男女共同参画推進サポーターに対しては、男女共同参画センターを通じて情報や学習機会を提供するとともに、市町担当職員研修と一緒に参加する機会を設ける等して市町との連携を深め、地域で活躍できるよう支援します。また、防災や観光等さまざまな分野で既に活躍している方々をセミナーの講師に招聘するなどし、ロールモデルとして情報発信していきます。(環境生活部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評 価	取 組
6	II 男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進	①男女共同参画意識の県民への普及度について	男女共同参画意識の県民への普及度については、定期的に調査を行い、実態を把握し評価する必要がある。 また、三重県の特徴について分析を行い、効果的な施策の実施につなげなければならない。	引き続き、e-モニター調査等を定期的に実施し、男女共同参画意識の普及度を把握していきます。また、他県照会等を通じて三重県の特徴を把握し、男女共同参画施策の効果的な実施に活かしていきます。(環境生活部)
7		②情報発信の工夫と強化について	県民への男女共同参画の意識啓発等について、ホームページ、各種広報紙、ラジオ等を通じて情報発信を行っているが、男女共同参画の意義や必要な情報が十分に伝わらず、意識が浸透したとは言えない状況にある。県民にその意義が理解され、幅広く関心を持ってもらえるよう、ホームページをはじめとするさまざまな広報媒体による情報発信について工夫と強化に取り組まなければならない。 また、国内の動向や関連情報の提供等、内容の充実にも取り組む必要がある。	広報媒体ごとに主な受け手が異なることから、媒体に応じて啓発内容を工夫するなど、より伝わりやすい効果的な情報発信に取り組みます。また、国内の動向や関連情報の収集に努め内容の充実を図るとともに、わかりやすく情報提供するよう取り組みます。(環境生活部)
8		③男女共同参画センターが開催する講座・イベント等について	男女共同参画センターが開催する講座・イベント等における参加者は、着実に増えており、平成24年度も約2万2千人が参加している。また、男性を対象とした意識啓発にも取り組んでいるところであるが、今後も男女共同参画・NPO課と密接な連携を図り、各種取組を進める必要がある。 講座・イベントの参加が日常の実践につながるよう、アンケートで参加後の実践意欲について問う等の工夫が求められる。	講座・イベント等の開催にあたっては、男女共同参画センターと男女共同参画・NPO課で協議しながら、引き続き対象、世代、課題に応じた取組を進めていきます。なお、男女共同参画の視点を持って地域で活躍できるよう、より実践的な人材育成講座を実施していくとともに、講座・イベントの参加者に対する終了時のアンケートの内容を工夫し、気づきを確認して日常における実践への意識付けが図られるようにします。(環境生活部)
9		④教育現場における男女共同参画推進について	男女共同参画に関する取組状況の調査では、教員に対する校内研修を実施した学校や教科等に男女共同参画の視点を位置づけた学校の割合は高い数値を示している。今後は研修後のアンケートの実施や理解度の確認等、取組の評価や検証を十分にを行い、継続的な改善を図らなければならない。	(県立学校)各県立高校に対して、校内研修会等の実施等について積極的に働きかけるとともに、公民科・家庭科での指導を中心に、学校の教育活動全体を通じて、男女共同参画に係る取組が一層推進されるよう支援していきます。 (公立小中学校及び幼稚園)各学校における教科等に男女共同参画の視点を位置づけた教育活動、教職員に対する研修機会の確保等の実施率は、高い数値を示しているものの、未実施の学校もあります。このことから、今後も、県としては、各学校、各市町等教育委員会の実態やニーズにあった研修等の実施や検証が行われ、さらに充実した取組となるよう、市町等教育委員会と連携して継続的に各学校・園に働きかけていきます。(教育委員会)
10		⑤理工系分野をはじめとするさまざまな分野への女性の進出について	高校生の主体的な進路選択が可能となるよう、大学のオープンキャンパスへの参加促進等の取組を進めている。 一方で、理工系を志望する女子生徒が少ないことや工業高校、商業高校において男女比に偏りがみられることから、進路や職業等の選択において性別にとらわれない選択ができるよう、小中学校でのキャリア教育と高等学校でのキャリア教育各々の充実と連携に取り組まなければならない。	各県立高校に対して、教科活動や部活動、進路学習等、様々な機会をとおして、男女共同参画の視点をふまえた生徒への指導が行われるよう働きかけていきます。 児童生徒が「社会的・職業的自立」を果たすために、小中学校におけるキャリア教育を推進し、幅広い視点で進路や職業選択を行えるよう取り組んでいきます。(教育委員会)
11		⑥男女共同参画に関する国際的な取組等について	世界女性会議に参加した女性らが県内の男女共同参画を牽引したように、男女共同参画に関する国際的な動向を的確に、かつ迅速に把握するとともに、県がイニシアチブをとって、県民が国際的な取組にも関心を持ち、参加できるよう情報提供していくことが重要である。	男女共同参画に関する国際的な動向についても、情報収集を図り、三重県男女共同参画センターにおいて紹介する等して、県民が国際的な取組にも関心が持てるよう、情報提供を行っていきます。(環境生活部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評価	取組
12	Ⅲ-1 雇用等の分野における男女共同参画の推進	①女性の能力発揮促進への企業の取組について	女性の能力発揮促進への取組状況について、「取り組んでいる」企業は平成24年度27.9%と平成27年度の目標である27%を超えているが、10人から29人の小規模な企業ほど取組が遅れている。これら企業に対しては、同規模の企業における取組事例の情報提供等のきめ細かな支援と経営者への働きかけにより取組を推進しなければならない。 また、働く女性が職場において妊娠・出産を理由とした不利益な取り扱いや嫌がらせ（マタニティ・ハラスメント）を受けないよう、必要な知識の普及や企業等への啓発に努めなければならない。	働く女性が、安心して妊娠・出産し、男女で子育てしながら仕事を継続し活躍できるよう、企業にマタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメントの防止と支援制度の整備、支援制度を利用できる職場風土の醸成を促すとともに、女性の働き続ける意欲を支援していきます。（環境生活部） 働き続けることができる環境づくりの支援として、家庭と職場の両立等に取り組む企業を「男女がいきいきと働いている企業」として表彰・認証するとともに、その取組をセミナーやホームページ等で紹介しており、今後も表彰・認証制度の周知を図っていきます。また、企業の取組に対して専門家を派遣してアドバイスを行う等により支援の充実を図っていきます。（雇用経済部）
13		②企業における多様な就業形態の導入について	多様な就労形態を導入している企業の割合については、平成21年度30.6%、平成22年度24.4%、平成23年度26.4%、平成24年度24.2%と進展がみられない状況にある。女性の活躍を促進するためには、長時間労働の是正をはじめとする働き方改革を進め、ライフスタイルに合った多様な働き方を選択できることが不可欠である。短時間勤務制度、フレックスタイム制度、在宅勤務制度等多様かつ柔軟な制度が導入されるよう、研修会等の開催や意欲的な企業の取組事例の情報の提供等により、企業の取組促進に努めなければならない。 特に経営者への働きかけを強化することが重要である。	労働局、雇用経済部と連携し、企業経営者等を対象としたトップセミナー等において、多様な就労形態の導入について情報提供等を行い、企業における取組が促進されるよう働きかけます。（環境生活部） 働き続けることができる環境づくりの支援として、家庭と職場の両立等に取り組む企業を「男女がいきいきと働いている企業」として表彰・認証するとともに、その取組をセミナーやホームページ等で紹介しており、今後も表彰・認証制度の周知を図っていきます。また、企業の取組に対して専門家を派遣してアドバイスを行う等により支援の充実を図っていきます。（雇用経済部）
14		③企業における女性管理職の登用について	少子高齢・人口減少社会の中で、経済を活性化し、企業が持続的に成長していくために女性の活躍が不可欠である。しかし、県内企業における管理職に占める女性の割合は、平成22年度7.7%、平成23年度7.8%、平成24年度10.0%と低水準で推移している。女性管理職の登用が進むには、前提となる女性の人材育成や女性が働き続けられる環境の整備が必要であり、こうした取組を行う企業に対し、経済的インセンティブの付与等を含めた積極的な支援を行うべきである。	県が中心となって県内経済界を巻き込み、女性登用を促進する取組を行っています。（環境生活部） 働き続けることができる環境づくりの支援として、家庭と職場の両立等に取り組む企業を「男女がいきいきと働いている企業」として表彰・認証するとともに、その取組をセミナーやホームページ等で紹介しており、今後も表彰・認証制度の周知を図っていきます。また、企業の取組に対して専門家を派遣してアドバイスを行う等により支援の充実を図っていきます。（雇用経済部）
15		④ワーク・ライフ・バランスの推進について	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、講演会や研修会等を開催しているが、その推進に取り組んでいる企業の割合は、平成27年度の目標を37%としているのに対し、平成23年度27.1%、平成24年度28.6%と伸び悩んでいる。ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、企業全体の意識改革が不可欠であり、企業内で説明会や研修会を行う場合の支援等も検討すべきである。 また、就業規則や制度を含めた仕組みづくりについて専門家によるきめ細かな支援を行い、ワーク・ライフ・バランスを進めることも必要である。	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、セミナー等による啓発に加えて、取組マニュアルや事例集を作成することとしています。また、企業の取組に対して専門家を派遣してアドバイスを行う等により支援の充実を図っていきます。（雇用経済部）
16		⑤「男女がいきいきと働いている企業」三重県知事表彰・認証制度について	「男女がいきいきと働いている企業」表彰制度に加え、より応募しやすい認証制度を創設したことは、応募企業の着実な増加につながり、雇用の場における男女共同参画意識やワーク・ライフ・バランスの普及等に有意義であった。また、平成23年度に認証企業を対象とした低利融資の「三重県男女がいきいきと働いている企業応援貸付」を創設したことは、インセンティブとなる。 今後は企業等の自主的な取組を加速するために、表彰・認証企業の優れた取組事例を県民に周知するとともに、表彰・認証に伴うインセンティブを充実させ、取組企業を増加させることが必要である。	表彰企業の取組を他の企業や県民に周知するために、セミナーやホームページで紹介しており、平成25年度には県内企業が多数参加する「リーディング産業展みえ」で表彰式を行うことにより、企業や県民への一層の周知を図りました。今後とも、「男女がいきいきと働き続けることができる職場づくり」の重要性や受賞企業の取組を周知することにより、取組企業の拡大を図ります。（雇用経済部）

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評価	取組
17	III-1 雇用等の分野における男女共同参画の推進	⑥物件関係入札時の総合評価方式における評価項目について	総合評価方式による一般競争入札において、男女共同参画の取組等の社会貢献を評価項目とするよう普及啓発を進めた結果、清掃・警備業務の評価項目への採用率は100%を達成した。今後、企業が男女共同参画の取組を進めるうえでのインセンティブとなるよう、対象とする業務の積極的な拡大や男女共同参画に取り組み企業からの優先的調達を進めることが求められている。	物件関係における総合評価一般競争入札事務研修会等において、「男女共同参画活動実績」、「次世代育成支援活動実績」の評価項目を採用するよう、引き続き関係部局に働きかけていきます。(出納局)
18		⑦「家庭の日」の周知・啓発の推進について	子どもの育ちにおける家族の絆の大切さを認識し、社会全体で子育て家庭を支援する地域社会づくりを目指し、「家庭の日」の周知・啓発が展開されている。経営者に直接働きかけたり、協力のメリットを明らかにする等して、協力事業所の増加に向けた取組を強化すべきである。 また、「家庭の日」の普及を通じて、企業におけるワーク・ライフ・バランスについても取組が進められることが望ましい。	「家庭の日」の普及啓発については、県の厳しい財政状況の中、平成25年度以降予算を計上することができていません。そのため、新たな事業は実施できませんが、「子育て応援わくわくフェスタ」等のイベントや会議において、引き続き、趣旨への理解を深め、協力事業所が増えるよう取り組んでいきます。(健康福祉部)
19		⑧キャリア教育の推進について	男女共同参画を進める中で、個人としての自立について考える力を向上させることが求められている。そのため、男女ともにキャリア教育が必要であり、特に児童生徒が社会の中で活躍する女性のイメージを持つことは重要である。男女共同参画に積極的に取り組んでいる企業等での職場体験や企業等で活躍する女性を講師に招いて話を聞く等、キャリア教育を充実させなければならない。 一方、現在就労している女性に対しては、女性の活躍に向けて環境整備が進む中で、自らの能力を積極的に生かす意識を高めるためのキャリア教育が必要である。	企業で働く女性がリーダーシップを発揮し管理職として活躍することができるよう、スキルアップ講座等を開催していきます。(環境生活部) 児童生徒が、性別にかかわらず将来やりがいや充実感を持って就労し、家庭や地域においても多様な生き方を選択・実現できるようにするため、キャリア教育を通じて、地域や社会で活躍する多様な人生の先輩をモデルに、自分の生き方・在り方を考える取組等の充実を図ります。 特に、女性が主体的な働き方・生き方を選択していくことができるよう、多様な選択肢の存在を提供するなどの、長期的視野に立って人生を展望し、自己の可能性やライフステージ別の自己のイメージを持つことができるキャリア教育の推進に取り組みます。(教育委員会)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評価	取組
20	Ⅲ-Ⅱ 農林水産業、 商工業等の自営業における男女共同参画の推進	①女性農業委員の登用について	1 農業委員会あたりの女性農業委員数は、平成22年度末1.79人、平成23年度末1.86人、平成24年度末1.97人と目標の1 農業委員会あたり2人の目標達成に近づいているが、市町によって取組や進捗度合いに格差が生じている。とりわけ、女性農業委員が0人の町に対しては、委員選任の際に関係団体等と連携して女性登用について、積極的に働きかける必要がある。	市町に対して農業委員への女性登用の働きかけを継続していくとともに、女性農業委員が地域で活躍していただく仕組みづくり等、登用された後の女性農業委員の活躍の場面づくりや啓発に取り組みます。 また、農村女性アドバイザーや女性農業委員を対象に、農業委員の業務についての勉強会を開催します。(農林水産部)
21		②家族経営協定の締結について	専業農家では各世帯員の役割や労働時間、労働報酬などの就業条件が曖昧になりやすく、後継者の確保等のためには家族経営協定の締結推進が不可欠である。しかし、家族経営締結農家数は平成21年度末273戸、平成22年度末309戸、平成23年度末319戸、平成24年度末335戸と増加してはいるものの、まだまだ少ない状況にある。家族経営協定締結の成功例や効果を明らかにしてさらなる周知を図ったうえで、締結に向けた支援を行い、締結農家数を増加させなければならない。	家族経営協定については、農業経営改善のための手法のひとつとして位置づけ推進しています。農業経営の法人化、集落営農の推進に加え、経営体の発展段階、成熟度に応じて、家族経営協定の締結や、法人化し経営理念や就業規則を明文化するところについても、家族経営協定の主旨が取り入れられるよう今後も支援を継続していきます。(農林水産部)
22		③農村・漁村女性アドバイザーの認定数等について	農村女性アドバイザーは、今後2～3年の間に多数の人が定年を迎えるが、引き続き活動いただくとともに、新たな認定者の確保に一層取り組みなければならない。 漁村女性アドバイザーは認定数が少なく、関係団体と連携し認定者の掘り起こしに取り組む必要がある。また、男女を問わず、従事者の増加に向けた取組も不可欠である。 これらに加え、活躍している農村・漁村女性アドバイザーの姿を紹介する等により、認定数の確保、活動の活性化に努めなければならない。	農村女性アドバイザーについては、今後、農村女性アドバイザーとして認定する次世代の農村女性リーダーの確保のために、現役世代が若手も巻き込んで活動するなど、若い女性農業者の育成を進めていきます。また県域及び各地域事務所単位でのアドバイザー活動の支援をするとともに、三重県農業技術情報システム等を活用し、農村女性アドバイザーの紹介を行っていきます。 漁村女性アドバイザーの認定・育成については、水産の担い手育成の一環として、市町の担当部署や漁協女性部と連携しながら、水産業改良普及事業を通して、漁村女性アドバイザーとして適切な人材を見出ししていきます。また、漁協女性部連合会との合同研修などによって、活動内容の充実にも努めます。さらに、若者等の多様な担い手の確保・育成に向け、引き続き漁業版就職支援事業等を通じて新たな漁業の担い手の確保・育成に努めます。(農林水産部)
23		④漁業分野における男女共同参画について	漁業分野においては、その仕事の特性もあり、男女共同参画は十分に進んでいない。関係団体と連携し、6次産業化等の新しい取組の中で女性の視点を積極的に活用し、女性が活躍できる場の確保等について、取り組んでいかなければならない。	女性による6次産業化等の取組については、関係機関と連携し、国補助事業である沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業の活用を促しながら、女性が活躍できる場の確保等に取り組んでいきます。また、「海女」のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みと連携して、海女の担い手の確保・育成と収入増大を目指した水産振興策により、女性の活躍の場の確保に努めます。(農林水産部)
24		⑤起業支援について	経済の活性化につながる女性の活躍のために、農林水産業、商工業等にかかる起業とその経営継続の支援が必要である。業種を超えて自由に意見交換できる人的ネットワークの構築をはじめ、ニーズに応じた具体的で継続的な支援を進めていく必要がある。	農業分野における起業支援については、農業経営体が行う6次産業化等の取組や、地域活性化プラン等地域ぐるみでの新しい価値創造への取組に対して、プラン実現や課題解決の支援を行っていきます。また農業大学校と農業改良普及センターが連携し、農業者のマーケティングスキルの向上を図り、魅力ある商品づくりを支援することで、もうかる農業を実践できるよう講座を開催します。その他、学校教育と連携した商品開発や商工業者とのマッチング等の機会創出による支援を行います。 漁業分野における起業支援については、国補助事業である沿岸漁業リーダー・女性育成支援事業の活用を促しながら、起業化を目指す漁村女性グループの活動を支援していきます。(農林水産部) 商工業の起業・創業については、「みえ地域コミュニティ応援ファンド」により、初期段階の必要経費に対し資金面からの支援を行っており、女性事業者にも活用されています(平成22年～平成25年第1回までのファンド採択件数120件のうち15件)。引き続き、制度の周知を図りながら支援していきます。(雇用経済部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評価	取組
25	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	①「家庭の日」の趣旨の浸透、啓発について	家庭は社会を構成する基礎であり、生活の基本的な場である。「家庭の日」の趣旨が広く県民に浸透するよう、市町との連携を図りながら、より効果的な方法を工夫する等して周知に取り組まなければならない。 また、ワーク・ライフ・バランス推進の観点からも「家庭の日」の周知を進める必要がある。	「家庭の日」の普及啓発については、県の厳しい財政状況の中、平成25年度以降予算を計上することができていません。そのため、新たな事業は実施できませんが、「子育て応援わくわくフェスタ」等のイベントや会議において、引き続き、趣旨への理解を深め、協力事業所が増えるよう取り組んでいきます。(健康福祉部)
26		②「みえ次世代育成応援ネットワーク」について	「みえ次世代育成応援ネットワーク」は、子どもや子育て家庭を社会全体で支えるという趣旨に賛同した地域の企業や子育て支援団体が構成されている。年に一度開催される「子育て応援わくわくフェスタ」は毎年多くの参加者を集めているが、今後は、ネットワークが自立した活動を展開できるようにしていかなければならない。そのためにもイベント等の参加者や関係者とのつながりを維持し活用していく必要がある。 なお、ネットワーク会員企業は、「家庭の日」協力事業所となるよう、発展的な仕組みにすることも検討すべきである。	「みえ次世代育成応援ネットワーク」では、平成26年1月から2月にかけて、県内5地域において、会員企業・団体、市町や地域で積極的に活動する団体等が参加する地域別座談会(平成26年度は地域別懇談会に拡大)を開催し、各地域における自発的・自主的取組が促進されるよう地域ネットワークづくりに取り組んでいきます。また、平成26年度の「子育て応援わくわくフェスタ」については、子どもの思いや意見と地域別懇談会で検討された取組を結集し、子どもと大人がともに作りあげるフェスティバルとして開催する予定です。 なお、「家庭の日」については、取組事例を紹介するなどの働きかけを行っていきます。(健康福祉部)
27		③「ファミリー・サポート・センター」について	「ファミリー・サポート・センター」については共働き世帯やひとり親世帯等への子育て支援策として、今後ますますその役割は重要になると考えられる。ファミリー・サポート・センターの設置運営主体は市町となっているが、特に病児・病後児預かりは働く親にとって重要な問題であり、各センターが事業を実施できるよう、市町への支援を積極的に行わなければならない。	「ファミリー・サポート・センター」での病児・病後児預かりについては医療機関との連携体制の整備が難しいという状況下にあります。引き続き実施市町への支援や他の制度の活用もあわせて、病児・病後児の預かりについて検討していきます。(健康福祉部)
28		④保育サービスの充実促進について	男女が共に安心して働き続けるために、また出産・育児等で退職した女性が再就労するためには、延長保育、病児・病後児保育等の保育サービスの充実が必要である。 保育サービスは主に市町が実施主体となっているが、多様なニーズに応じたサービスが提供できるよう、市町と連携し、制度を所管する国への要望を行う必要がある。 また、保育サービスや新たな支援制度の情報が必要とする人に届くよう、市町に対し積極的に働きかけるべきである。	子育て家庭が安心して働き続けるために必要とされる保育サービスが、多様化・増加しています。地域によって、利用希望、実態が異なるため、市町からニーズを聞き取ったうえで、必要な支援を行っていくとともに、必要な特別保育を市町が実施できるよう、国に対して要望していきます。 また、保育サービス及び子ども・子育て支援新制度の情報について、県としてホームページ等で情報提供を行うとともに、市町に対しても、情報提供を働きかけていきます。(健康福祉部)
29		⑤介護サービスの充実促進について	依然として、女性の介護負担は軽減されておらず、介護における男女共同参画は進んでいるとは言えない現状である。また、近年家族の介護・看護を理由とした離職等も増加している。介護サービスは主に市町が実施主体となっているが、介護負担を軽減し、女性が働き続けられるよう、さまざまなサービスの充実について市町と連携し、制度を所管する国への要望を行う必要がある。 また、介護サービスの質的向上のため、介護労働者の労働環境の改善や賃金格差解消など処遇の向上に向け、市町と連携し、引き続き国等に働きかけなければならない。	高齢化の進展に伴い、介護サービスに係る給付費が増加する中、必要な介護サービスが提供できるとともに、地方自治体が介護保険事業を持続的に実施できるよう、国に対し、平成25年5月、介護保険制度に係る費用負担割合の見直しを提言・提案しました。 介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に円滑に移行するために平成27年3月31日までの間の例外的かつ経過的な取扱いとして、介護職員処遇改善加算が設定されました。 介護職員処遇改善加算については、次期介護報酬改定(平成27年4月以降適用)において、各サービスの基本サービス費において、適切に評価を行うものとされています。 県としても、介護職員の方々の人材確保、処遇改善の重要性は認識しており、適切な介護報酬の設定が必要と考えていますので、引き続き、国の動向を注視しながら、情報収集に努めるとともに、事業者への情報提供や支援等を図っていきます。(健康福祉部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評 価	取 組
30	IV 家庭・地域における男女共同参画の推進	㊦介護を受ける人の尊厳を重んじた介護サービスの提供について	介護サービスの提供にあたっては、介護を受ける人のニーズを把握するとともに、要望に応じて性別に配慮した対応も必要である。介護を受ける人の尊厳に対する意識を高めるために、研修の充実を図らなければならない。	介護を受ける人のニーズを的確に把握し、性別にかかるニーズにも配慮した質の高い介護サービスが提供されるよう、認知症実践者研修、高齢者虐待防止研修、人権研修等を行い、引き続き介護従事者の資質向上に取り組みます。(健康福祉部)
31		㊧自治会における女性会長の割合について	地域における女性自治会長の割合については、平成22年度2.3%、平成23年度2.5%、平成24年度2.6%と低い状況が続いている。自治会は地域住民の活動の基盤であり、女性自治会長を増やすためには市町に積極的に働きかけるべきである。	自治会長への女性登用が進むよう、市町訪問の際に働きかけていきます。(環境生活部)
32		㊨防災分野における男女共同参画の取組について	東日本大震災においては、女性の視点が十分でなかったことにより、避難所の運営等の災害対応においてさまざまな問題が生じた。地域における防災対策では、災害時においても平常時においても、男女共同参画の視点を取り入れた取組を進める必要がある。 その趣旨からも県防災会議における女性委員の増加や「みえ防災コーディネーター」養成講座を女性限定で開催したことは適切な取組として評価できる。今後はこうした人材の活用や地域の防災活動への女性の一層の参画に向けて市町と連携して取り組まなければならない。 地域において防災分野で女性が活躍することがきっかけとなり、平時のさまざまな地域活動においても、女性がリーダーシップを取ることにつながることが期待される。	地域や職場における防災活動に女性の参画を促進するとともに、女性の視点に立った災害対応が図られるよう、様々な意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、女性を中心とした防災人材・防災リーダーの育成に取り組みます。また、市町とも連携し、育成した女性防災人材が、地域や職場で活躍するための環境づくりを進めていきます。(防災対策部) 防災分野での女性の活躍をきっかけに、自治会などさまざまな地域活動において、性別役割分担意識にとらわれることなく女性の参画が進むよう、市町と連携して取り組んでいきます。(環境生活部)
33		㊩NPO等との連携・協働について	地域において男女共同参画を推進するために、さまざまな立場の人々が幅広く力を合わせて取り組む必要がある。市町と連携して情報発信や交流の場づくり等に積極的に取り組み、NPO等多様な主体との連携・協働を活発化させる必要がある。	男女共同参画フォーラム等においてパネル展示や分科会を実施し、NPO等多様な主体の発表の場を設けています。地域において男女共同参画を推進するには、NPO等多様な主体と連携・協働を図ることが重要であることから、市町にも情報発信や交流の場づくりを働きかけていきます。(環境生活部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評 価	取 組
34		①生涯を通じた男女の健康支援について	NPOや企業等と協働し、乳がんや子宮頸がんについて啓発を強化している点は評価でき、引き続き今後の受診率向上につながる効果的な取組を行う必要がある。学齢期や周産期を含めた生涯を通じた健康支援に総合的に取り組み、性差医療に関する知識の一層の普及に努めなければならない。	昨年度に改訂した三重の健康づくり基本計画「ヘルシービーブルみえ・21」においては、県民が生涯を通じて、生活の質(QOL)を維持・向上させ自立した日常生活を営むことができるよう、ライフステージに応じた健康づくりを推進することとしています。 そのために、性別や年齢ごとの課題を把握・分析して、女性特有のがんである乳がん・子宮頸がん検診の啓発推進や母子の健康づくりを推進するための妊産婦歯科保健指導実施、30～60代男性の肥満・若年層女性のやせ対策など、それぞれの対策を講じています。 今後もNPOや企業など関係者との連携を強化し、県民の抱えるそれぞれの課題に応じた取組を推進していきます。(健康福祉部)
35	V I 生涯を通じた男女の健康と生活の支援	②女性が安心して妊娠、出産できる医療体制の整備について	女性が安心して妊娠、出産できる環境の実現に向けて、産科医・小児科医の確保と偏在の解消、助産師の育成・資質向上と活用を促進しなければならない。 なお、産科・小児科を志す医学生を増やすため、産科・小児科の魅力伝える等の工夫も必要である。	三重大学医学・看護学教育センターや市町と連携して、三重大学医学部における地域医療教育体制の充実や、紀南病院に設置した地域医療研修センターにおける初期臨床研修医を対象とした地域医療研修の提供など、医師養成課程における教育・研修体制の充実に取り組んでいます。 平成24年5月に設置した三重県地域医療支援センターにおいて、医師修学資金貸与者等の若手医師が、地域の医療機関と中核病院をローテーションしながら専門医資格を取得できる、キャリア形成支援と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりに取り組んでおり、現在、三重大学及び各病院と連携して、小児科、産婦人科を含む基本診療領域ごとに各専門医資格取得のための後期臨床研修プログラムの作成を進めているところです。 このほか、無料医師職業紹介や病院勤務医師負担軽減対策等による医師確保対策も進めています。 今後も、医師の不足、偏在の解消に向け、地域医療支援センターの取組を中心に、無料医師職業紹介などの「医師不足の影響を当面緩和する取組」や医師修学資金貸与制度の運用、地域医療教育の充実等の「中長期的な視点での取組」を効果的に組み合わせ、総合的に展開していきます。 助産師の養成・確保については、助産師養成所の運営を支援するとともに、安心してお産ができる環境整備を図るため、「助産師養成確保に関する懇話会」を開催し、助産師が自立して助産師外来などで活動できるよう、継続的な資質向上体制の整備に向けて検討を行うほか、助産師の研修について新人・中堅・指導者と体系的に実施していきます。(健康福祉部)
36		③不妊専門相談センターについて	三重県不妊専門相談センターについては、効果的に広報を行い、相談事業等の周知に取り組まなければならない。今後の相談件数の増加に対応するため、不妊専門相談員の確保と育成に取り組まなければならない。	不妊専門相談センターの周知については、県ホームページにおける掲載、リーフレットやカードの配布等啓発を行います。また、多様な相談対応が行えるよう引き続き不妊専門相談員の人材育成や相談体制の充実に取り組みます。(健康福祉部)
37		④ひとり親家庭に対する支援について	ひとり親家庭については、多様な支援事業や制度があり、周知方法を工夫しなければならない。特に、父子家庭において支援が行き届いていないことが多く、支援を必要とする時にスムーズに利用できるよう、より丁寧な情報提供が求められる。	支援事業の周知については、県ホームページや子育て情報誌への掲載により行っていますが、さらに情報が家庭に行き届くよう支援メニューをまとめたリーフレットを配布するなどにより、ひとり親家庭が情報を得る機会を増やしていきます。(健康福祉部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評価	取組
38	V-11 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	①関係機関との連携について	配偶者からの暴力防止等連絡会議の開催だけでなく、さらに連携を進めるため、配偶者暴力相談支援センター、医療機関等関係機関相互の情報共有、通報体制の確保に取り組みなければならない。 また、家庭内でDVを目撃することは子どもにとって心理的な虐待であり、DVが子どもの心身に大きな影響を与える。DVと児童虐待については関連性が強いことから、児童相談所等との連携も不可欠である。	関係機関との連携を進めるため、各市町が設置する要保護児童対策地域協議会や福祉事務所、市の相談員、警察署、医療機関、学校等による地域DV防止会議を開催し情報共有、連携体制の確保を図っていきます。 また、DVを目撃した児童に対しては、心理的に多大な影響を受け、その後の健全な成長を妨げる恐れもあることから、必要に応じて、一時保護所において児童指導員によるケアや心理判定を行うとともに、女性相談所、福祉事務所、児童相談所等の関係機関が連携を図っていきます。(健康福祉部)
39		②DVに関する正しい理解と意識の浸透について	DVに関しては、徐々に理解は進んでいるものの、一層の正しい理解やDVを許さないという意識の浸透が必要である。 また、暴力を伴わない人間関係を構築するためには、幼い頃からの教育が重要であることから、健康福祉部と教育委員会との密接な連携が不可欠である。 さらに、外国人住民に対する多言語による啓発や通訳者にDVの知識を身に付けてもらうための研修を実施する必要がある。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中における県内一斉の街頭啓発のほか、ポスターの掲示、広報紙等への掲載など、引き続きDVに関する啓発を進めていきます。 外国人DV被害者の支援に必要な通訳者として、12名を登録しています。今後も必要に応じ、養成研修やフォローアップのための研修の開催を検討していきます。(健康福祉部) 街頭啓発や「女性に対する暴力防止セミナー」の実施、名刺サイズのDV相談先カードの配布など、あらゆる機会をとらえてDVに関する理解の促進や相談・支援機関の周知を図ります。また、若年層への啓発として、デートDV防止パンフレットを教育委員会の協力を得て県立高校生徒に配布します。なお、DV相談先カードを、日本語のほかに英語等7ヶ国語で成し、外国人DV被害者にも相談・支援機関の情報が届くようにします。(環境生活部)
40		③DV被害者に対する相談、支援の充実について	DV被害に関する相談件数は、女性相談所等や警察本部を合わせると毎年度1,500件を超える状況である。女性相談所、福祉事務所、市町の相談窓口等、身近で相談しやすい体制を確立するとともに、被害者に対する必要な支援を的確に行わなければならない。 なお、被害者の個人情報の保護については、相談員だけでなく、関係情報を扱う部署の職員にも十分な意識を持たせなければならない。	女性相談所、4か所の県福祉事務所のほか、県内14市に女性相談員を配置し、身近なところで相談ができるよう体制整備をしています。被害者支援のあり方や個人情報の保護などについては、相談員研修の開催により徹底をしていきます。(健康福祉部)
41		④DV被害者の自立に向けた支援について	一時保護後のDV被害者に対しては、相談、住居確保、就労支援等多岐にわたる自立支援が必要となる。被害者の置かれている状況に即した自立支援が行えるよう、福祉事務所、ハローワーク、NPO等との密接な連携を図らなければならない。	DV被害者が自立した社会生活を送るためには、市町が中心となって、関係機関と連携し、支援をしていく必要があります。県としても、引き続き、市町や関係機関に対する自立のための各種施策の情報提供等に努めるとともに、連携を図っていきます。(健康福祉部)
42		⑤デートDV(若年層における交際相手からの暴力)について	三重県男女共同参画センターが昨年度実施したデートDVに関するアンケート調査では、交際経験のある高校生・大学生の約4人に1人、女性では約3人に1人にデートDVの被害経験があると報告されている。デートDVの防止に向け、出前講座等により中学生、高校生、大学生等の若年層を対象とした啓発を充実しなければならない。 学校においては、さまざまな教育機会を捉えてデートDVの防止について啓発を行うとともに、校内における相談体制の充実を図らなければならない。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間中において、街頭啓発活動を行うなどにより、若年層への啓発を行っていきます。(健康福祉部) デートDV防止パンフレットを教育委員会の協力を得て県立高校生徒に配布するとともに、学校からの要望に応じて出前講座を行います。(環境生活部) 各学校で早期発見、早期対応に取り組めるよう、スクールカウンセラーの配置を進め、相談体制を整えます。また、事案の解決に向けては、各学校の要請により、スクールソーシャルワーカーを派遣し支援を行います。 さらに、県立学校に配付した人権学習指導資料『気づく つながる つくりだす』では、デートDVの背景や対処法を理解するための学習展開例を掲載しています。今後も指導資料の活用促進をとおして、暴力を防止する教育の推進を図ります。(教育委員会)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評価	取組
43	V-11 男女共同参画を阻害する暴力等への取組	⑥DV加害者更生に関する取組について	DV加害者の更生・再犯防止に関する取組の充実が望まれる。内閣府が調査研究に取り組んでいる加害者更生について、その動向を注視し、情報収集に努めなければならない。	国におけるDV加害者の更生プログラムの調査研究の結果を注視し、情報収集に努めていきます。(健康福祉部)
44		⑦犯罪被害者支援について	警察本部および公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターにおいては、犯罪被害者支援に関するさまざまな取組を行っている。被害者の個人情報保護を徹底するとともに、被害者の立場に立った支援に努めなければならない。 また、男女共同参画の視点を取り入れた外国人住民の犯罪被害者のための支援マニュアルの多言語化を引き続き進めなければならない。	警察においては、引き続き、犯罪被害者等の要望を踏まえ、被害者支援要員制度、診断書料等の公費負担制度等の効果的な運用のほか、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターとの連携を図り、犯罪被害者等からの相談、付添い、カウンセリング等の被害者支援活動を推進するとともに、県、国等の関係機関・団体との連携をさらに強化し、迅速かつ適切な被害者支援活動を推進します。 また、犯罪被害者等による講演等を通じ、女性被害者を始めとした犯罪被害者等の心情への理解を一層深めるための教養に取り組めます。 犯罪被害者等の個人情報については、引き続き適切な管理を行うとともに、職員の意識啓発に努めます。 この他、外国人の犯罪被害者を支援するため、外国語版「被害者の手引」(英語・ポルトガル語・中国語作成)等のマニュアルの配布を行うほか、他のマニュアルについても作成を検討していきます。(警察本部)
45	計画の推進	①県のあらゆる施策への男女共同参画の視点の反映と職員への男女共同参画意識の普及	県のあらゆる施策への男女共同参画の視点の反映について、未だ十分に進んでいない状況にあり、総合行政による一層の取組を引き続き各部署へ働きかけていく必要がある。 また、県が率先して男女共同参画社会にふさわしい職場づくりを推進していくにあたって、すべての職員が男女共同参画の視点を持つことが不可欠であり、研修等を通じて理解や必要性を継続して訴えなければならない。	男女共同参画推進会議及び幹事会等を活用し、第2次三重県男女共同参画基本計画および第一期実施計画に基づく男女共同参画施策が総合的かつ効果的に推進されるよう、各部署に働きかけます。 また、すべての職員が男女共同参画の視点を持ち施策を推進することができるよう、人権研修や職員研修を通じて男女共同参画への理解を深めていきます。(環境生活部)
46		②市町に対する働きかけについて	市町では、男女共同参画についての取組に対する温度差、進捗度合の格差が依然としてみられる。また、市町の職員数にかかわらず、男女共同参画に関して専任体制がなかったり、専任職員が減少しているところもある。県と市町との連携を強化し、男女共同参画の推進に協働して取り組むことが不可欠であることから、今後も市町の訪問等により、ニーズを把握し、各々の実情に応じた支援を行い、地域における男女共同参画の推進につなげなければならない。	市町主管課長会議、市町担当職員研修会の開催や市町訪問等により、市町との連携をさらに深め、各市町における男女共同参画計画の推進が図られるよう、実情に応じた支援を行っていきます。(環境生活部)

三重県男女共同参画審議会による評価に対する取組

No.	基本施策等	項目名	評 価	取 組
47	計画の推進	③特定事業主行動計画の推進について	<p>県において、特定事業主行動計画に基づき、育児参加休暇、学校等行事休暇制度の創設等の取組が進められている。また、部局長等の組織マネジメントシートに男性職員の育児参加休暇や育児休業の取得率の目標が設けられたことは、トップマネジメントによる新たな取組として評価できる。引き続き、男性職員の育児参加休暇や育児休業の取得が増加するよう、知事がリーダーシップを発揮するとともに、労使協働委員会等も活用して職場風土づくりに取り組んでいかなければならない。</p> <p>今後とも、市町、企業などに対し、県はモデルケースとなるよう率先して取り組んでいく必要がある。</p>	<p>平成22年4月に策定した特定事業主行動計画「次世代育成支援のための行動計画」(後期計画)に基づき、「仕事も子育てもみんなで応援する県庁づくり」を目指し、計画的かつ着実な取組を引き続き進めていきます。前期計画では、制度整備を行った結果、各種制度が充実し、多様な勤務形態が可能となりました。これを踏まえ、後期計画のもとでは、労使協働の取組による意見交換などを実施しながら、引き続き職員ニーズの把握に努めるとともに、制度を活用しやすい雰囲気醸成に重点を置いて取組を進めています。</p> <p>男性も女性も子育てしやすい働き方を実現するため、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)による仕事と家庭の両立支援をはかり、職員が安心して制度を利用できるよう、日頃から職場全体でサポートしあえる環境づくりに努めます。また、男性の育児参加休暇や育児休業の取得目標の共有、育児関係制度の周知等、特に男性の育児参画を促進するための取組を進めていきます。このため、「育児参画フローシート」および「育児参画計画書」を各所属に対し改めて周知するとともに、男性も利用しやすいよう男性用の記入例を作成するなど、所属長と職員の間で育児参画にかかるとコミュニケーションを促す工夫を続けていきます。(総務部)</p> <p>教育委員会では、第一期特定事業主行動計画(平成17年4月～平成22年3月)の取組状況を踏まえ、平成22年3月に策定した第二期特定事業主行動計画「子育て支援アクションプラン」(平成22年4月～平成27年3月)に基づき、「仕事」にも「子育て」にもがんばる職員を、みんなで応援する職場づくりを目指し、男性職員の育児参加を促進するための取組を進めています。</p> <p>計画の目標達成にむけて、教育委員会においても、教育長の組織マネジメントシートに男性の育児参加休暇取得率等の目標が設定され、達成に向け取り組んでいるところです。</p> <p>このため「子育て支援アクションプラン」に基づく「子育てのための休暇取得プログラム」を教育委員会事務局の各所属に対して改めて周知し、育児参加休暇等の取得の推進を依頼するとともに、教育委員会事務局労使協働委員会においても同プログラムの説明を行っています。</p> <p>その他、職場における次世代育成を支援する意識の醸成をはかるため、引き続き子育て支援制度のリーフレットや父子健康手帳などを配付するとともに、教育委員会事務局「職場体験デー」の実施、次世代育成支援に関するネットDE研修の講座の普及などの取組を進めていきます。(教育委員会)</p> <p>警察本部では、警察業務の特殊性を踏まえつつ、仕事と育児の両立を支援していくため、育児休業制度等に関する教養を行うなど、育児休業を取得しやすい環境づくりを推進していきます。</p> <p>また、男性職員が育児に参加しやすい職場づくりを推進するため、勤務時間、夜間・休日の呼び出し等の一定の配慮が必要な職員の働きやすい勤務環境が醸成されるよう、幹部を始めとする全職員の意識付けを図るほか、育児に関する特別休暇制度の利用を促進します。</p> <p>さらに、改訂した「三重県警察における女性警察官の採用・登用にに向けた計画」に基づき、全職員の意識改革の徹底、再採用制度の導入の検討等を含めた女性警察官が働きやすい職場環境づくりに努めていきます。(警察本部)</p>

5 三重県における食材の不適正表示への対応

県では、県内で発生した食材の不適正表示について、平成26年2月12日、不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、三重県不当景品類及び不当表示防止法事務処理要領に基づき、文書注意及び口頭注意を行いました。

1 処分の概要

- (1) 県内で発生した7件の事案について、県では順次立入調査を行い、支配人や料理長から事情聴取を行うとともに、事実確認を行った結果、いずれも景品表示法第4条第1項第1号の優良誤認表示に該当するもしくは該当するおそれがあると判断しました。
- (2) 県は、次の内容で施設を運営する7事業者に対し、文書注意もしくは口頭注意を行いました。
 - ①消費者に提供する商品について、景品表示法を遵守し、消費者に実際のものより著しく優良であると誤認させるなどの不適正な表示を行わないこと
 - ②食材の不適正な表示事案が発生した原因を究明し、再発防止のためのチェック体制の整備や研修会等の開催等、法令遵守に向けた改善策を実施すること
- (3) 各事業者においては、いずれも表示の改善を行い、消費者に対して事実を明らかにするとともに、説明や謝罪等真摯に対応しています。また原因を究明し、再発防止策を講じています。このため、県は、改善報告書の提出を求めず、再発防止に向けた誓約書の提出を求めました。

2 今後の対応

県が、7社に対して行った立入調査の過程において、食品表示に対する認識が十分でなく、景品表示法の趣旨や内容が社員に徹底されていないことが明らかになりました。再発防止に向けて、来年度も引き続き、自己点検や研修会の開催など事業者の自主的な取組に協力し、法令遵守や適切な表示にかかる知識や意識を高めるとともに、事業者の監視指導を強化し、適切な食品表示に取り組みます。

3 不適正事案及び処分

別紙のとおり

4 国の動向

国においては、「メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法上の考え方(案)」(いわゆる優良誤認にかかる「ガイドライン」)の策定に向けて取り組むとともに、今国会において、景品表示法の改正法案が提案される予定です。

(改正内容)

事業者の表示管理体制の強化、行政の監視指導体制の強化（都道府県知事の権限強化等）等

(別紙) 不適正事案及び処分

【 】内は問題となった食材

項目	施設名	処分対象事業者	処分	不適正及びそのおそれがある表示	
				メニュー表示	実際の使用食材等
1	海辺ホテル プライム リゾート賢島	近鉄不動産㈱	文書注意	車海老のフリット、バーベキュー 【クルマエビ】	ブラックタイガー又はバナメイエビ
2	青蓮寺レークホテル	近畿日本鉄道㈱	口頭注意	鮪の伊勢芋山掛け 【伊勢いも】	山芋 (つくね芋)
3	戸田家	㈱戸田家	文書注意	伊勢味覚三味 伊勢海老料理4品 (御造里、具足煮、洋風焼き、鍋) 【イセエビ】	御造り以外は外国産イセエビ
4	合歓の郷ホテル&リゾート	㈱合歓の郷	文書注意	鉄板焼きのアツアツステーキ 【牛肉】	牛脂注入加工肉
				車海老の天麩羅、車海老の芝煮など 【クルマエビ】	ブラックタイガー又はバナメイエビ
				伊勢海老和風サラダ【イセエビ】	寿司用ロブスターサラダ (仕入製品名)
5	グリル de キッチン	㈱シーズダイニング	文書注意	サーロインステーキ等 【牛肉】	牛脂注入加工肉
6	プラザ洞津	公立学校共済組合三重支部	文書注意	伊勢海老の塩蒸し 【イセエビ】	外国産イセエビ
7	神湯館	地方職員共済組合三重県支部 (㈱馬淵商事)	文書注意	握り寿司、刺身 【秋鮭】	サーモントラウト
				焼肴、和牛牛舌の丹波クリーム焼 【和牛牛舌】	米国产牛舌
				煮物、和牛牛すじ小春鍋 【和牛牛すじ】	国产牛牛すじ又は豪州産牛牛すじ
				小春鍋、鯛の子養老鍋【鯛の子】	助子
				地元の有機野菜 【有機野菜】	有機でない野菜

6 三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（最終案）について

1 経緯

平成 26 年 1 月 1 日から、飲酒運転違反者に対する再発防止策として、アルコール依存症に関する受診義務が課され、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下、「条例」という。）が全面施行されました。

この条例の趣旨に則り、県、県民等が一体となって協力し飲酒運転を根絶するための取組を行っていく体制づくりが必要となっています。

このため、条例第 6 条に基づき、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の策定へ向け、庁内検討会議や三重県交通対策協議会飲酒運転^{ゼロ}部会での検討を経て、中間案をとりまとめ、平成 25 年 12 月 16 日から平成 26 年 1 月 14 日までパブリックコメントを実施しました。

その結果、意見はありませんでしたので、必要な字句修正等を行い、このたび最終案をとりまとめました。

2 計画の概要

計画の概要は別紙 1 のとおりです。

この計画をふまえ、規範意識の定着のための教育及び知識の普及や、再発防止のためのアルコール依存症に関する取組等を推進していきます。

なお、計画期間において飲酒運転根絶を着実に進めるため、主要な取組については別紙 2 のとおり目標を設定して取り組んでいくこととしています。

※「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（最終案）」は別冊のとおりです。

3 今後のスケジュール

3 月 基本計画策定

4 月 1 日～ 計画期間開始（平成 28 年 3 月 31 日まで）

※（参考）条例第 9 条第 5 項の規定による指定医療機関（10 機関）

医療機関の名称	所在地	指定年月日
医療法人山下会 かすみがうらクリニック	四日市市八田 1-13-17	H26.1.1
おおごし心身クリニック	津市久居明神町 2157-4	H26.1.1
三重県立こころの医療センター	津市城山 1 丁目 12	H26.1.1
医療法人社団橘会 多度あやめ病院	桑名市多度町柚井 1702	H26.2.1
ささがわ通り・心・身クリニック	四日市市日永西 3-5-37	H26.2.1
独立行政法人国立病院機構 榊原病院	津市榊原町 777	H26.2.1
松阪厚生病院	松阪市久保町 1927-2	H26.2.1
南勢病院	松阪市山室町 2275	H26.2.1
公益社団法人地域医療振興協会 三重県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方 1257	H26.2.1
医療法人紀南会 熊野病院	熊野市久生屋町 868	H26.2.1

『三重県飲酒運転0(ゼロ)をめざす基本計画』(最終案)の概要

1 はじめに

- 飲酒運転の根絶のため、行政や関係団体が連携して飲酒運転0(ゼロ)をめざす運動を推進するための総合的な取組を定める。
- 計画期間は、平成26年4月1日～平成28年3月31日の2年間。

2 目標の設定(基本方針と推進体制)

1. 飲酒運転事故件数
63件(H25年) → 43件以下(H27年)
3. ハンドルキーパー推進店等の指定等
2, 400店(事業所)(H25年度)
→ 5, 400店(事業所)(H27年度)

● 計画期間における目標を設定し、その達成に向けて取り組む。

2. 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率(教科又は特別活動)
-(-) → 100%(H27年度)
4. 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率
-(-) → 100%(H27年度)

飲酒運転0(ゼロ)へ ～STOP! 飲酒運転 inみえ～

3 飲酒運転防止のための取組

1. 飲酒運転防止意識の普及徹底
・「飲酒運転は絶対しない・させない・許さない」意識の浸透等
2. 広報啓発活動の推進
・飲酒運転根絶キャンペーンの展開等
3. 事業者による取組
・ハンドルキーパー運動の推進等

規範意識の
定着

4 教育機関等による教育

1. 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進
・学校教育活動全体を通じた教育、家庭・地域等との連携等
2. 免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進
・大学、専門学校等における取組等

5 飲酒運転の再発防止のための措置

1. 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動
・「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」設置等
2. 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進
・講習指導員の資質の向上等

再発防止

6 飲酒運転違反者の受診義務とアルコール依存症及び多量飲酒者対策

1. 飲酒運転違反者に対する受診義務
・飲酒運転違反者への受診通知とアルコール依存症の情報提供等
2. アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のための取組
・治療継続の促進のための自助グループ活動支援等

7 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり



1. 関係機関・団体による県民総ぐるみ運動

2. 相談体制の確立

3. 積極的な情報提供

4. 飲酒運転0をめざす推進運動の日(12/1)

5. 表彰

6. 実施状況の報告、公表



三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画（最終案）の目標

計画期間においては、県、警察、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業者、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、次に掲げる目標を設定し、その達成に向けて取り組みます。

飲酒運転事故件数	現状値 (平成25年)		63件
【設定の考え方】飲酒運転事故が0となることをめざして、毎年10件の減少をめざします。	目標値	平成26年	53件以下 (年間)
		平成27年	43件以下 (年間)
飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科又は特別活動等）	現状値		—
【設定の考え方】小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育の100パーセント実施をめざします。	目標値	平成26年度	小・中・高等学校 100%
		平成27年度	小・中・高等学校 100%
ハンドルキーパー推進店等の指定等	現状値 (平成25年度)		2,400 店（事業所）
【設定の考え方】全ての飲食店・酒類販売店等が指定等を受けていることをめざして、年間1,500店以上の指定等をめざします。	目標値	平成26年度	3,900 店（事業所）以上
		平成27年度	5,400 店（事業所）以上
各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率	現状値		—
【設定の考え方】受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ100パーセント実施をめざします。	目標値	平成26年度	100%
		平成27年度	100%

7 産業廃棄物の不適正処理事案について

1 趣旨

本県では、産業廃棄物が不適正処理され、生活環境保全上の支障が生じるおそれのある4事案について、県民の安全・安心を確保するため、産廃特措法に基づき国の財政的支援を得て恒久対策を実施しています。

2 各事案の進捗状況等

(1) 四日市市大矢知・平津事案

本年度は、処分場入口側の調整池及び処分場天端部への進入路の設置工事に着手しており、現在、他工事からの発生土の受け入れを実施しています。

平成26年度は、中溜池側の調整池及び管理用道路の設置工事に着手します。

(2) 桑名市源十郎新田事案

本年度は、廃油の滲出リスクの高い部分（藤川右岸の一部）について、鋼矢板を先行して設置するとともに、一部掘削を伴う廃油の回収・処理の本体工事の着手準備を進めています。また、これまで回収・保管していた、PCBを含む廃油の処理委託を実施しました。

平成26年度は、本体工事において引き続き鋼矢板を設置するとともに、集油管等を設置し、本格的な廃油回収に着手します。

(3) 桑名市五反田事案

本年度は、工事用車両が対策区域に進入するための仮橋設置工事、及び廃棄物等の選別・ストックヤードの造成工事を実施するとともに、廃棄物等を掘削・除去する本体工事に着手しました。

平成26年度は、本体工事において廃棄物等を掘削するための土留の施工及び遮水壁の補強を実施するとともに、発生する廃棄物等の運搬・処分に着手します。

(4) 四日市市内山事案

本年度は、廃棄物層内への霧状酸化剤（過酸化水素水）の注入を引き続き実施しており、硫化水素の濃度は低下しています。現在、第2段階の整形覆土工の着手準備を進めています。

平成26年度は、天端部の整形覆土工を実施するとともに、整形時に発生する廃棄物の運搬・処分に着手します。

3 今後の取組

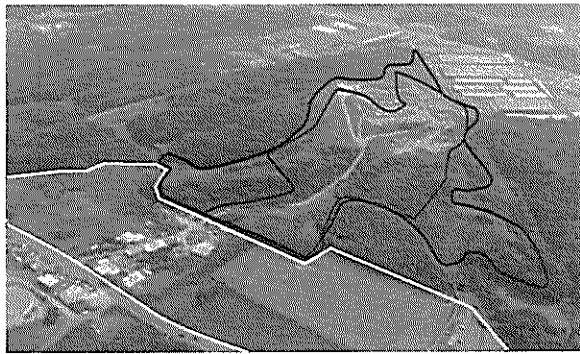
(1) 4事案にかかる恒久対策について、産廃特措法の期限である平成34年度までに完了するよう、着実に工事を実施していきます。

(2) 排出事業者等への責任追及に取り組むとともに、原因者の財産調査及び納付交渉に取り組むなど、行政代執行費用の徴収を粘り強く実施していきます。

産廃特措法対象の4事案の概要

1 四日市市大矢知・平津事案

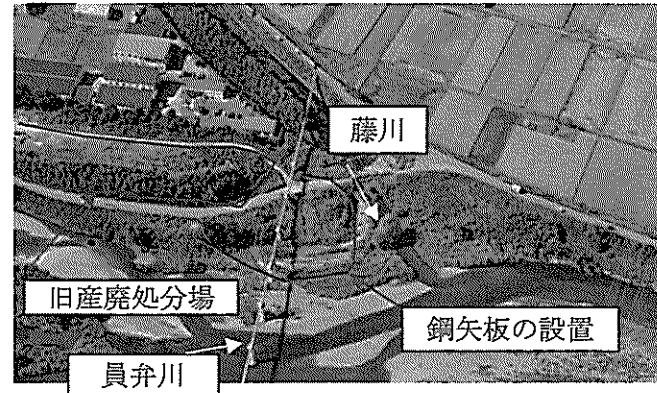
産業廃棄物処理業者が昭和56年3月から安定型処分場において処分業を開始後、許可面積、容量を大幅に超えて埋立を行ったため、雨水浸透による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある事案です。



青：許可区域
赤：処分場関係区域
黄：隣接区域

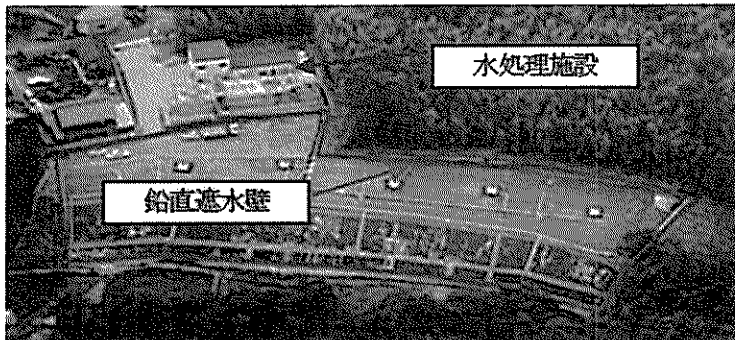
2 桑名市源十郎新田事案

平成19年9月に、員弁川・藤川合流点付近の旧産廃処分場近傍の河川敷から廃油の滲出が確認され、平成22年10月、当該箇所から回収した廃油にPCB等の有害物質が含まれていることが判明した事案です。



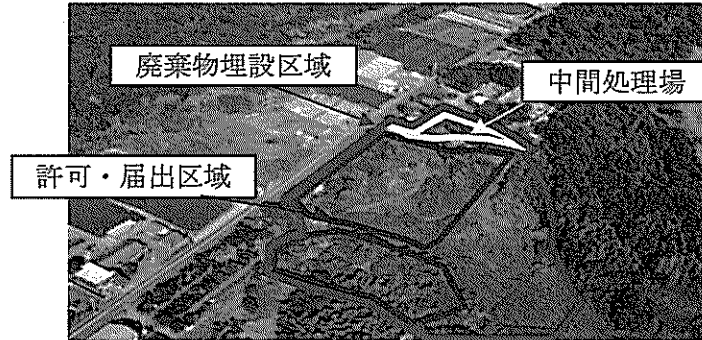
3 桑名市五反田事案

産業廃棄物処理業者により不法投棄された廃棄物が汚染源となり、平成9年10月に周辺地下水等がVOC(揮発性有機化合物)により汚染されていることが判明したため、平成13年度に行政代執行に着手しましたが、平成22年3月に新たに1,4-ジオキサンによる汚染が判明した事案です。



4 四日市市内山事案

産業廃棄物処理業者の安定型処分場等において、平成元年から11年までの間に、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われたため、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明した事案です。



8 包括外部監査結果に対する対応について

1 平成 24 年度包括外部監査結果に対する対応結果について

(1) 実施テーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

(2) 監査結果概要

環境生活部関係は、公有財産を所管する所属が監査を受け、次のとおり結果 1 件と意見 1 件がありました。

【結果】 関連法令や条例・規則・規程などへの準拠性に関する指摘事項
【意見】 監査人としての主観的な判断で意見を述べたもの

① 三重県留学生センター（いなづま会館）について
普通財産として所管している状況について【結果】

② 三重県立博物館の土地について
個人名義の土地について【意見】

(3) 対応結果概要

意見及び指摘がありました事案については、別添資料のとおりです。
今後とも、引き続き関係機関との協議を進めてまいります。

2 平成 25 年度包括外部監査について

環境生活部該当事項はありませんでした。

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
IV 環境生活部		
1. 三重県留学生センター（いなづま会館）について		
① 普通財産として所管している状況について【結果】		
<p>平成18年度に企業庁がいなづま会館のその後の休止を含めた利活用の検討を行った際に、生活部（現環境生活部）でも三重県留学生センターのその後の利活用の検討を行った。近年に入り、海外技術研修員の減少及び研修期間の短縮化が進んだことに加えて、近隣の民間運営の短期間用居住施設（ウィークリーマンション等）と費用面での比較検討を行った結果、海外技術研修員へ民間運営の短期間用居住施設を幹旋することとし、平成22年度からは未利用状態になっている。</p> <p>三重県留学生センターは企業庁との共有財産であり、今後の利活用、処分等の方向性が決まっておらず、課題に当たる。そのため、管財課への移管がなされず、現在も環境生活部の所管となっている。</p> <p>以上を鑑み、企業庁及び管財課と協議し、管財課への移管も含めた財産の管理主体や、今後の利活用、処分等の方向性を検討すべきである。</p>	<p>三重県留学生センターについては、企業庁が所管する土地及び建物の1、2階部分を合わせた、いなづま会館全体としての利活用や処分等を行う必要があることから、企業庁と管財課との三者で協議を行いました。平成25年12月の県有財産有効活用等推進会議作業部会で、各部局に利活用の希望について諮ったところ、複数の部局で検討がなされましたが、平成26年度からの利活用には結果として至りませんでした。</p> <p>引き続き、企業庁と管財課との協議を行い、今後の利活用等について検討し、早急に一定の方向性を整理していきます。</p>	環境生活部
2. 三重県立博物館の土地について		
① 個人名義の土地について【意見】		
<p>博物館における個人名義の土地については、昭和45年の県定期監査における博物館及び図書館の用地内に私有地が含まれているのではないかと指摘に対して、個人からの寄附採納調書の所在が不明なため20年の時効を待って処理したい旨が了承されていた。</p> <p>しかし、時効取得については、実際には処理に至らなかった。また、当該土地は地図混乱地域であり、さらに、寄附があったとされる当時の公文書が見つかっていなかったことから、名義人との協議ができず、そのままの状態となっていた。</p> <p>平成26年に新博物館が開館する予定となっており、現在の博物館について、利活用の検討が必要となることが予想されることから、当該土地の所有権についての権利関係を明確とする必要がある。</p>	<p>本県とNHK津放送局は、災害発生時に公共放送機関である同放送局の果たすべき役割の重要性と、同放送局の災害対応力強化の必要性等を踏まえ、同放送局の局舎を県立博物館(以下、「旧博物館」と表記)所在地に移転する方向で所要の手続きを進めることとしました。</p> <p>旧博物館の敷地に含まれる登記簿上個人名義になっている土地は、過去に寄附を受けたものとして教育財産台帳に整理されたものです。</p> <p>当該土地の登記簿上の整理については、同放送局の移転を進める中で、同放送局をはじめとする関係者と解決に向けて調整を進めていきたいと考えています。</p>	環境生活部

9 各種審議会等の審議状況について

(平成25年11月22日～平成26年2月16日)

1 三重県私立学校審議会

1 審議会等の名称	三重県私立学校審議会
2 開催年月日	平成26年1月24日
3 委員	会長 宗村 南男 委員 藤内 隆志 他10名
4 諮問事項	各種学校の廃止認可について
5 調査審議結果	1件の各種学校の廃止について審議され、「認可することに異議はない」と答申された。
6 備考	

2 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	全体会：平成26年2月11日 文化交流ゾーン検討部会：平成26年1月22日
3 委員	会長：速水 亨 副会長：豊田 長康 委員：秋吉 久美子 他12名 (検討部会) 部会長：豊田 長康 他5名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	全体会：「新しいみえの文化振興方針(仮称)」中間案や文化交流ゾーン検討部会の検討結果などについて意見交換が行われた。 検討部会：文化交流ゾーンのめざす姿や文化交流ゾーンを構成する施設の運営手法のあり方について意見交換が行われた。
6 備考	

3 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	平成25年12月25日
3 委員	会長 井村 正勝 副会長 坂倉加代子 委員 岸 葉子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	三重県立図書館改革実行計画・平成25年度アクションプログラムについて協議、意見交換を行いました。
6 備考	

4 三重県環境影響評価委員会

1 審議会等の名称	三重県環境影響評価委員会 小委員会
2 開催年月日	平成26年1月31日
3 委員	小委員会委員長 太田 清久 委員 立花 義裕 他7名
4 諮問事項	亀山試験施設用地造成事業に係る環境影響評価準備書に対する環境の保全の見地からの意見について
5 調査審議結果	三重県環境影響評価条例第13条に基づく準備書について、事業者から説明を受け、準備書に記載された内容について審議された。
6 備考	

5 三重県自然環境保全審議会

1 審議会等の名称	三重県自然環境保全審議会 温泉部会
2 開催年月日	平成26年2月10日
3 委員	部会長 加治佐 隆光 委員 鈴村 恵理 他3名
4 諮問事項	温泉法に基づく掘削及び動力の装置の許可について
5 調査審議結果	温泉法第3条第1項に基づく土地掘削許可申請（鳥羽市内1件）及び同法第11条第1項に基づく動力装置許可申請（鳥羽市内1件）について、温泉のゆう出量等への影響等が審議された。
6 備考	

6 三重県指定特定非営利活動法人審査委員会

1 審議会等の名称	三重県指定特定非営利活動法人審査委員会
2 開催年月日	① 平成25年11月25日 ② 平成25年12月16日
3 委員	委員長 青木 雅生 委員 先浦 宏紀 他4名
4 諮問事項	指定の申出に係る諮問 (1件)
5 調査審議結果	① 審査委員会の運営要領が決定された。指定NPO法人制度について説明し、意見交換が行われた。 ② 諮問案件について審議され、「指定の基準に適合すると認めるのが相当である」との答申が決定された。
6 備考	

7 三重県消費生活対策審議会

1 審議会等の名称	三重県消費生活対策審議会
2 開催年月日	平成25年12月26日
3 委員	会長 茂木 穰 委員 鈴木 真由子 他9名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	消費者教育推進施策について意見交換が行われ、承認されました。
6 備考	